

令和5年台風第7号に伴う災害に係る 熱中症対策用電化製品購入補助のご案内

8月の台風第7号により、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この制度は、令和5年台風第7号により被災された市民の熱中症対策として必要な電化製品（エアコン・冷蔵庫）の購入等に要する経費に対し補助するものです。

対象となる方

- 本市に住所を有している方
- 令和5年台風第7号により全壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受けられた住宅に居住されている方
- 上記災害により既存のエアコン及び冷蔵庫が破損し、購入等された方

対象となる経費

- 上記災害により破損、滅失したエアコン（室外機を含む）の修理及び交換に伴う購入、搬入、取り付け工事に要した経費
- 上記災害により破損、滅失した冷蔵庫の修理及び交換に伴う購入、搬入、設置工事に要した経費
- 令和5年8月15日から令和5年12月28日の期間に支払った経費

補助金の額

- 補助対象経費の2分の1（100円未満切り捨て）と以下の基準額と比較して少ない方の額

品目	基準額
エアコン	1住宅につき6万円
電気冷蔵庫	1住宅につき3万円

申請するには

- 綾部市台風第7号電化製品購入補助受付窓口（福祉保健部障害者支援課内）へお問い合わせください。
- 申請時に必要な書類

- ① 綾部市被災者熱中症対策用電化製品購入等補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 被災証明書の写し
- ③ 領収書又は購入等の確認ができる書類
- ④ 設置されていることが確認できる写真
- ⑤ 振込先口座のわかる通帳
- ⑥ 認印

- 交付申請期限 令和6年3月31日

（裏面に続く）

ご注意ください。

万一、不正な手段により補助金の交付を受けた事実を確認した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

お問い合わせ先及び申請書提出先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市台風第7号電化製品購入補助受付窓口

(福祉保健部障害者支援課内)

電話(0773)42-4254(直通)